

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 地域医療連携体制加算
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第744号 徴収開始年月日：令和4年6月28日

金属	その他金属	上顎	下顎
03:コバルト			180,000

（2024年11月1日時点）